# 令和5年度岐阜県電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、令和5年度に岐阜県が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

#### (対象契約)

第2条 本方針の対象となる電力調達契約は、競争入札による高圧又は特別高圧の電力調 達契約とする。

#### (対象機関)

第3条 本方針の対象機関は、知事部局、議会事務局、教育委員会、人事委員会事務局、監 查委員事務局、公安委員会(警察本部)及び労働委員会事務局を含む本県の全ての機関(以 下「各部局等」という。)とする。

### (環境評価項目)

- 第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。
  - (1) 環境評価基本項目
  - アニ酸化炭素排出係数
  - イ 未利用エネルギーの活用状況
  - ウ 再生可能エネルギーの導入状況
  - (2) 環境評価加点項目
  - ア 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・リスポンスの取組、地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組
  - イ エネルギーの地産率
  - ウ 落札した施設への再生可能エネルギー電力の供給比率

### (入札参加資格)

- 第5条 各部局等が実施する第2条に規定する契約に係る競争入札に参加する資格がある 者は、次のいずれにも該当する者とする。
  - (1)電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)している小売電気事業者
  - (2) 次のいずれかに該当する小売電気事業者
  - ア 第7条第1項に規定する環境評価基本項目の評価点の合計が70点以上とされた者
  - イ 第7条第1項に規定する環境評価基本項目及び環境評価加点項目の評価点の合計 が70点以上とされた者

※ 開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

#### (評価項目報告書等の提出)

- 第6条 各部局等が行う高圧又は特別高圧の電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、第4条に規定する環境評価項目を、別表1「岐阜県環境に配慮した電力調達契約評価基準(以下「評価基準」という。)」により算定し、その評価点等を様式1「岐阜県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書(以下「評価項目報告書」という。)」に記載し、知事に提出するものとする。
- 2 前項の小売電気事業者のうち、第4条(2) ウに掲げる環境評価項目による加点を希望 する者は、様式2「岐阜県への再生可能エネルギー電力の供給予定比率報告書」(以下「供 給予定比率報告書」という。) を評価項目報告書と併せて知事に提出するものとする。

#### (評価)

- 第7条 環境生活部長は、前条の規定により、評価項目報告書及び供給予定比率報告書が 提出されたときは、その内容を確認し、評価点を判定するものとする。
- 2 環境生活部長は、前項の規定による判定の結果について、様式3「令和4年度岐阜県環境に配慮した電力調達契約評価項目 判定結果」を小売電気事業者へ通知するとともに、 各部局等に周知するものとする。
- 3 環境生活部長は、第2条に規定する契約に係る競争入札に参加する資格がある者を、ホームページ等において公表するものとする。

### (入札参加資格の確認)

第8条 各部局等の長は、前条第3項のホームページ等により各小売電気事業者の入札参加資格の有無を確認するものとする。

### (特定電源割当証明書の提出)

- 第9条 第4条(2) ウに掲げる環境評価項目による加点により、環境評価基本項目及び環境評価加点項目の評価点の合計が70点に達する小売電気事業者は、第2条に規定する契約を締結したときに、様式4「特定電源割当証明書」又はこれに準じた形式で作成した、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電力の比率について確認できる資料を、6か月ごとに知事に提出するものとする(※)。
- ※ 環境価値を有する電力証書を用いる場合は、その写しを併せて提出するものとする。

# (方針の公表)

第10条 県は、本方針をホームページにおいて公表するものとする。

# (その他)

第11条 本方針に定めるもののほか、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

# (事務処理)

第12条 本方針に係る事務処理は、環境生活部脱炭素社会推進課において行う。

# 附則

1 この方針は、令和5年4月11日から施行する。

別表1 (第6条関係)

# 岐阜県環境に配慮した電力調達契約評価基準

環境評価基本項目	区分	配点
1. 令和3年度の1kWh あたり二酸化炭素排	0.000 以上 0.375 未満	70
出係数(事業者全体の調整後排出係数)	0.375 以上 0.400 未満	65
[単位:kg-CO <sub>2</sub> /kWh]	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
2. 令和3年度の未利用エネルギー活用状	0.675 %以上	10
況	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
3. 令和3年度の再生可能エネルギー導入	8.00 %以上	20
状況	5.00 %以上 8.00 %未満	15
	2.50 %以上 5.00 %未満	10
	0 %超 2.50 %未満	5
	活用していない	0
環境評価加点項目	区分	配点
4. 省エネに関する情報提供、簡易的DRの取組	取り組んでいる	5
地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいない	0
5. 令和3年度のエネルギーの地産率	10.00 %以上	10
	5.00 %以上 10.00 %未満	5
	5.00 %未満	0
6. 落札した施設への再生可能エネルギー	30.00%超	50
電力の供給比率(電力使用量の割合)	27.50%超~30.00%以下	45
	25.00%超~27.50%以下	40
	22.50%超~25.00%以下	35
	20.00%超~22.50%以下	30

17.50%超~20.00%以下	25
15.00%超~17.50%以下	20
12.50%超~15.00%以下	15
10.00%超~12.50%以下	10
7.50%超~10.00%以下	5

# ※環境評価基本項目1

1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって公表された事業者全体の調整後排出係数をいう。

#### ※環境評価基本項目2

未利用エネルギーの活用状況とは、未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値。なお、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による 燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに 該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該 当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた 分を未利用エネルギーによる発電分とする。

### (算定方式)

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。

- ① 工場等の廃熱又は排圧
- ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「再エネ特措法」という。)」第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)
- ③ 高炉ガス又は副生ガス

注1:令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売 分は含まない。

注2:令和3年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

#### ※環境評価基本項目3

令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式により算出した数値をいう。 (単位は全て kWh)

(算定方式)

令和 3 年度の再生可能エネルギーの導入状況= 
$$\frac{ ①+2+3+4+5+6}{ ? } \times 100$$

- ① 令和3年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端)
- ② 令和3年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端)(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)
- ③ グリーンエネルギーCO<sub>2</sub> 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub> 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量
- ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量
- ⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギーであることが判別できる非 FIT 非化石証書の量(ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、 再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非 FIT 非化石証書に限る。)
- ⑦ 令和3年度の供給電力量(需要端)
- 注1: 再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)
- 注2:①から⑥の全てについては、令和3年度の小売電気事業者の調整後二酸化炭素排出 係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。

注3:①、②は令和3年4月から令和4年3月までの電力量を使う。

注4:令和3年度の供給電力量(⑦)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

#### ※環境評価加点項目4

需要家の省エネルギー促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域に おける再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対 し経済的な優遇措置を実施すること
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

#### ※環境評価加点項目5

地産率とは、令和3年度の岐阜県内における発電電力の活用状況をいい、以下の算定式に よるものとする。

ただし、令和3年度実績の地産率がない小売電気事業者については、令和5年度供給計画 による地産率を代替値として報告することができる。

### (算定方式)

令和3年度の地産率(%) =  $\frac{①}{②}$  ×100

- ① 令和3年度の岐阜県内で発電した電気の供給電力量(送電端)(kWh)
- ② 令和3年度の供給電力量(需要端)(kWh)

(供給計画を報告する場合は、令和3年度を令和5年度と読み替えて算定すること。)

#### ※環境評価加点項目6

再生可能エネルギー電力とは、以下のいずれか又は組み合わせによる、環境価値を有する電気をいう。

- ① FIT 電気を除く、再生可能エネルギー電気
- ② FIT 電気とその量に応じた非化石証書等
- ③ 非特定の電源から調達した電気とその量に応じた非化石証書等

- 注1: 再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法第二条第3項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW以上の大規模水力発電含む。揚水発電は含まない。)、地熱、バイオマス(バイオガス含む。)を用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)
- 注2: 非化石証書等とは、トラッキング付非化石証書(再エネ指定)、グリーン電力証書 又は J クレジット(再エネ由来)をいう。
- 注3:非特定の電源とは、小売電気事業者が火力、水力、FIT 電気等の電源を特定せずに 販売する電気をいう。

# 令和5年度岐阜県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

岐阜県知事 様

住所:

商号または名称: 代表者職・氏名

令和5年度に岐阜県が行う電力調達契約の入札に参加したいので、岐阜県環境に配慮した電力調達契約評価基準(別表1)により算定した点数等を記載し提出します。

なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

# 1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ	
④その他 (	

### 2 令和3年度の状況

環境評価基本項目	自社の数値等	点数
1kWh あたりの二酸化炭素排出係数	1- m CO /1-Wla	
(事業者全体の調整後排出係数)	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	
未利用エネルギーの活用状況	%	
再生可能エネルギーの導入状況	%	
環境評価加点項目		点数
省エネに関する情報提供、簡易的DRの取組		
地域における再エネの創出・利用の取組	実施・未実施	
(いずれかに○をつける)		
エネルギーの地産率	%	
落札した施設への再生可能エネルギー電力	%	
の供給比率	70	
計		

# 3 未利用エネルギーの発電状況、再生可能エネルギー導入状況の算出根拠

	未利用エネルギーの発電状況の算出根拠	
1	工場等の廃熱又は排圧	kWh
2	廃棄物の燃焼に伴い発生する熱	
	(再エネ特措法第二条第3項において定める再生可能エネルギーに該当する者	kWh
	を除く)	
3	高炉ガス又は副生ガス	kWh
	令和3年度の供給電力量 (需要端)	kWh

	再生可能エネルギー導入状況の算出根拠	
1	自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係	
	る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送	kWh
	電端)	
2	他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る	
	非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電	1-W1-
	端)(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除	kWh
	< 。)	
3	グリーンエネルギーCO <sub>2</sub> 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来す	
	るものとして認証されたグリーンエネルギーCO <sub>2</sub> 削減相当量に相当するグリー	kWh
	ンエネルギーの電力量	
4	J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジット	kWh
	の電力相当量	KWII
5	非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー	1 1171
	電気に係る非化石証書の量	kWh
6	非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギーであることが判別できる	
	非 FIT 非化石証書の量(ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証	1 111
	の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非 FIT 非	kWh
	化石証書に限る。)	
	令和3年度の供給電力量 (需要端)	kWh

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照) に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の数値等」及び「点数」には、別表1により算出した値を記載すること。

注3) 環境評価加点項目については、環境評価基本項目の合計点が70点に満たない場合のみ記載すること。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類(算出根拠等)を添付すること。

担当部署 担当者名

電話番号 電子メール

(備考) 提出先:岐阜県 環境生活部 脱炭素社会推進課 住所:岐阜県岐阜市薮田南 2-1-1

岐阜県への再生可能エネルギー電力の供給予定比率報告書

岐阜県知事 様

住所 商号または名称 代表者職・氏名

岐阜県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書に係る再生可能エネルギー電力の供給予定比率について、次のとおり提出します。

なお、令和5年度岐阜県電力の調達に係る環境配慮方針の対象契約を落札した場合に は、当該契約において下記の供給比率以上の再生可能エネルギー電力を供給し、その比率 について確認できる資料を様式4もしくはそれに準じた形式で6か月ごとに岐阜県知事に 提出する事を誓約いたします。

落札した施設への再生可能エネルギー電力の供給比率

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

岐阜県環境生活部長

令和5年度岐阜県環境に配慮した電力調達契約評価項目 判定結果

令和 年 月 日付で提出のあった、令和5年度岐阜県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書について、令和5年度岐阜県電力の調達に係る環境配慮方針第7条により、判定結果を下記のとおり通知します。

記

電源構成、非化石証書の使用状況及び 二酸化炭素排出係数の開示状況

開示している・開示していない

環境評価基本項目 点環境評価加点項目 点

対象契約への入札参加資格 有・無

# 特定電源割当証明書

岐阜県知事 様

住所 商号または名称 代表者職・氏名

以下のとおり(供給先施設名)に電力を供給したことをここに証する。

また、別添に記載の割当電力量に係る環境価値について、(供給先施設名)に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

# 【供給先情報】

お客様番号

施設名

施設住所

契約電力(kW)

【供給期間】 令和 年 月 日~ 月 日

【再生可能エネルギー由来電力量の情報】(環境価値の属性情報は別添のとおり)

区分	○月	○月	○月	○月	○月	○月	累積
再工ネ由来電力量(kWh)【A】							
総供給電力量(kWh)【B】							
再工ネ比率(%)【A/B】							

# 別添【環境価値の属性情報】

環境価値の付与に使用 した証書の種類	供給元発電所名	住所	発電設備	割当電力量 (kWh)	発電期間	認証番号
	l		A = 1 (4 )			<u> </u>

合計(kWh)